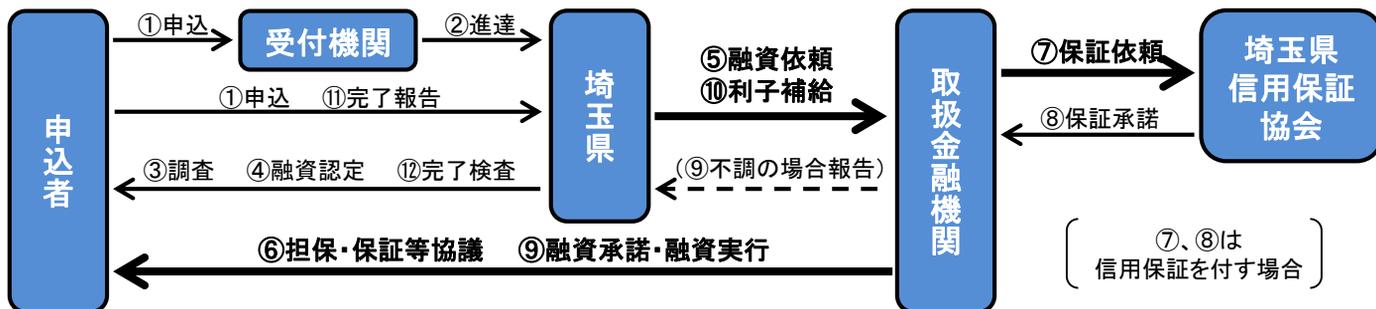


取扱金融機関 ご担当者様向け

令和4年度 埼玉県環境みらい資金融資 [制度概要]

この資料は、取扱金融機関の融資ご担当者の方向けに、「埼玉県環境みらい資金融資」の制度をより理解していただくため、事業者向け案内を補完する形で概要や取扱を簡単にまとめたものです。

1. 融資に関するフロー



[説明] ※上記フローのうち取扱金融機関に係る部分の説明です。

項目	説明	備考
⑤ 融資依頼	・県で申込内容について、当該制度の要件への適合性を審査した後、申込者に認定通知をするのと同時に、取扱金融機関に融資依頼を通知します。	・融資認定の効力は認定日から1年間 ・融資依頼通知: 貸付要綱様式第2-1号
⑥ 担保・保証等協議	・融資依頼通知後、取扱金融機関と申込者の間で、担保や保証等に係る具体的な協議をしていただきます。	
⑦ 保証依頼	・信用保証を付すかどうかは、取扱金融機関と申込者との協議により、必要に応じて付すものとします。	
⑨ 融資承諾・融資実行	・申込者(信用保証を付す場合は保証協会とも)との協議が整ったら、融資の実行をお願いします。 ・実行後は、県に貸付報告書及び返済予定表を提出してください。 ・申込者から特約書を徴して金融機関で保管してください。	・貸付報告書書式: 貸付要綱様式第6号 ・特約書書式: 貸付要綱様式第3号 ・協議の結果、不調となった場合、貸付要綱様式第7号にて県に報告してください。
⑩ 利子補給	・融資実行した案件については、県から母店を通じて年2回、基準金利と貸付金利との差分を利子補給します。	・下記4をご参照ください。

2. 令和4年度当初予算における新規貸付枠 総額 7.5億円

温室効果ガス排出削減対策 7.0億円

- ◆ 再生可能エネルギーの利用に必要な設備の整備に要する経費
- ◆ 高効率省エネルギー設備の整備に要する経費
- ◆ ESCO事業に関する省エネルギー設備の整備に要する経費
- ◆ 低公害車用燃料供給施設の整備に要する経費
- ◆ 省CO₂と災害時のレジリエンスの両立を図る設備の整備に要する経費

公害防止対策 0.5億円

- ◆ 公害防止施設等の整備に要する経費
- ◆ アスベストの工事等に要する経費
- ◆ 事業系廃棄物処理施設の整備に要する経費
- ◆ フロン等の代替装置及び回収・破壊装置の購入に要する経費
- ◆ 再生資源利用促進に必要な施設の整備に要する経費
- ◆ 産業廃棄物の適正処理に要する経費

3. 利子補給に関するフロー



項目	説明	備考
①申請書	・9月末及び3月末までの別途定める日までに提出してください。	・利子補給金交付要綱様式第1-2号
②交付決定兼確定通知	・申請内容の確認後、県から交付決定兼額の確定を通知します。	・利子補給金交付要綱様式第3-2号
③請求	・②の通知受領から10日以内に県に請求してください。	・利子補給金交付要綱様式第4-2号
④交付	・③の請求に基づき交付します。	

4. 利子補給率 (カッコ内は信用保証を付した場合)

区分	温室効果ガス排出量削減対策	公害防止対策
利子補給率	年1.2% (1.49%)	年0.34% (0.64%)
融資利率	年0.3% (0.01%)	年1.26% (0.96%)
基準金利	年1.5%	年1.6%

利子補給金の額の算出

(前期分) = {(4月末残高 + 8月末残高) ÷ 2 × 利子補給率} ÷ 2

(後期分) = {(10月末残高 + 2月末残高) ÷ 2 × 利子補給率} ÷ 2

(注)算出結果の額が1万円未満は利子補給しません。また、千円未満の端数は切捨てします。

5. その他留意事項

- 大企業は本制度融資の対象外となります。
- 温室効果ガス排出量削減対策に要する経費で、次の経費は対象外となります。
 - ① 運用対策に要する経費 ② 住宅用途に要する経費
 - ③ 機器を構成する一部分の交換や備品等に要する経費
- 公害防止対策に要する経費で、次の経費は対象外となります。

賃借工場等の場合であって、公害発生者以外の者が公害発生者のために公害防止施設を整備する場合の経費
- 融資対象経費のうち、次の経費は対象外となります。
 - ① 土地(ただし、公害防止対策に要する経費であって、公害防止対策上必要と認められる場合を除く。)
 - ② 住宅 ③ 乗用車(一部を除く) ④ 対象設備を設置するに当たり、必要な許可等を受けていない設備
 - ⑤ 公害の発生するおそれのある設備
 - ⑥ 埼玉県以外に設置する設備(ただし、公害防止対策上必要と認められる場合を除く。)
 - ⑦ 申込時において支払い済みの設備(手形・小切手の振出などを含む。)
 - ⑧ 申込時において設置済みの設備 ⑨ 中古の設備

他制度による補助金との併用について

「埼玉県環境みらい資金融資」では、他の補助制度との併用活用を認めています。この場合、当該補助金額を除いた事業費を融資対象金額とします。

令和4年度に当課で実施する「埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金」をはじめ、国や他の地方公共団体等で実施する補助制度との併用が可能です。

6. お問い合わせ

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話: 048-830-3021 FAX: 048-830-4777

メール: a3030-04@pref.saitama.lg.jp

HP: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraishikin/index.html>

©事前相談シートはコチラ <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/135317/chirashi2-mirai.pdf>